

紀美野町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和 4 年 3 月 1 4 日 改訂

令和 4 年 1 0 月 2 7 日 改訂

令和 6 年 2 月 2 7 日 改訂

令和 6 年 1 2 月 6 日 改訂

令和 7 年 3 月 3 1 日 改訂

令和 7 年 5 月 3 0 日 改訂

令和 7 年 9 月 2 5 日 改訂

和歌山県海草郡紀美野町

目 次

1 基本的な事項	- 1 -
（１）紀美野町の概況	- 1 -
（２）人口及び産業の推移と動向	- 4 -
（３）市町村行財政の状況	- 9 -
（４）地域の持続的発展の基本方針	- 11 -
（５）地域の持続的発展のための基本目標	- 12 -
（６）計画期間	- 13 -
（７）計画の達成状況の評価に関する事項	- 13 -
（８）公共施設等総合管理計画との整合	- 13 -
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 17 -
（１）現況と問題点	- 17 -
（２）その対策	- 17 -
（３）計画	- 18 -
3 産業の振興	- 18 -
（１）現況と問題点	- 18 -
（２）その対策	- 21 -
（３）計画	- 24 -
（４）産業振興促進事項	- 26 -
4 地域における情報化	- 27 -
（１）現況と問題点	- 27 -
（２）その対策	- 28 -
（３）計画	- 28 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保	- 29 -
（１）現況と問題点	- 29 -
（２）その対策	- 31 -
（３）計画	- 32 -
6 生活環境の整備	- 33 -
（１）現況と問題点	- 33 -
（２）その対策	- 35 -

(3) 計画	- 37 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	- 38 -
(1) 現況と問題点	- 38 -
(2) その対策	- 40 -
(3) 計画	- 41 -
8 医療の確保	- 45 -
(1) 現況と問題点	- 45 -
(2) その対策	- 45 -
(3) 計画	- 45 -
9 教育の振興	- 46 -
(1) 現況と問題点	- 46 -
(2) その対策	- 47 -
(3) 計画	- 48 -
10 集落の整備	- 49 -
(1) 現況と問題点	- 49 -
(2) その対策	- 49 -
(3) 計画	- 50 -
11 地域文化の振興等	- 50 -
(1) 現況と問題点	- 50 -
(2) その対策	- 50 -
12 再生可能エネルギーの利用の推進	- 51 -
(1) 現況と問題点	- 51 -
(2) その対策	- 51 -
(3) 計画	- 51 -
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 52 -
(1) 現況と問題点	- 52 -
(2) その対策	- 52 -
事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	- 53 -

紀美野町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 紀美野町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

紀美野町は紀伊半島の中央部西寄りに位置し、東は、伊都郡（かつらぎ町）南は有田郡（有田川町）、北は紀の川市の稜線に囲まれ、西は海南市に接している。地形は、北部の梨木山系と霊峰高野山を源に持つ貴志川（紀ノ川水系）本流、その支流真国川に沿ってわずかな平坦地に 56 の集落が散在している。

近世を見ると、明治 4 年の廃藩置県以来県行政施行がなされて約 80 年の長き間、那賀郡に属し紀ノ川筋との交流がつづいていた。

昭和 26 年 10 月から海草郡となり、その後昭和 30 年に東野上町、小川村、志賀野村の合併により野上町として、下神野村、上神野村、国吉村、長谷毛原村、真国村の 5 村合併により美里町として発足し、美里町は昭和 32 年に細野村の一部を編入している。また、平成 18 年 1 月 1 日に野上町と美里町が合併し、現在の紀美野町が誕生した。

町内には、鉄道も高速道路もなく貴志川に沿って東西にはしる国道 370 号と、町北部の玄関口となる主要地方道岩出野上線、真国川に沿って主要地方道高野口野上線、有田方面への一般県道奥佐々阪井線、野上清水線、生石公園線、町中央部から南下する主要地方道美里龍神線、町東部から南下する一般県道花園美里線に加え、町中央部から北部への玄関口となる町道紀州サンリゾートライン線の 8 線が当町の幹線道路となっている。

県都和歌山市は北西へ約 20 km、近隣都市の海南市へは西へ 10 kmと比較的近距離に位置するものの、幹線道路である国道及び県道の改良整備が思うように進まずアクセスの時間短縮が改善できない状況下であり、このことも当町の過疎化を進めている一つの大きな要因である。

イ 過疎の状況

◎ 人口の動向

昭和 35 年には 19,479 人あった人口が、平成 2 年には 14,215 人と減少が加速し始め、令和 2 年では 8,266 人である。

毎年転入に対し転出が多く、加えて自然動向においても少子化による若年層減少・夫婦共稼ぎ世帯の増加に伴う、育児負担の増加から出生者数も少なくなっている。

和歌山県及び全国に先駆けて少子高齢化が進んでおり、平成 27 年国勢調査では高齢者比率が 44.2%と高い比率となっている。これが今後、当町の産業経済の停滞と生活基盤維持に極めて厳しい状況をもたらすことは必至であり、なおかつ地域の持続的発展を図るためには生活環境の整備、新たな社会システムの構築、新たな産業の振興、財源の確保が引き続き重要課題となる。

◎ これまでの対策

過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年）が施行され、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、その後平成 2 年 4 月から 10 年間の時限立法として新たに過疎地域活性化特別措置法が制定され、その後平成 12 年 4 月から 10 年間の時限立法として新たに過疎地域自立促進特別措置法が制定され、平成 22 年 4 月には同法の一部改正がなされ、さらに平成 24 年の法改正により令和 3 年 3 月末まで期限が延長された。当町では町の活性化に積極的に取り組んできた結果、町内道路網、生活環境、生活基盤の整備が着実に進んでいる。

特に一部の幹線道路整備が進んだことから町民の行動範囲が広がっている。また、地域住民の交流の拠点となる中核的集会施設・介護予防拠点施設等が整備され、地域振興施策の成果が実感として受け止められている。

◎ 現在の課題と今後の見通し

当町の人口減少は昭和55年には沈静化傾向にあったが、なお新規学卒者を中心とする若年層の流出が続いているため、地元に着定する施策が必要である。

地元若者定住促進は勿論のこと、それに加えてU・I・Jターン者についても受け入れ態勢と住環境整備を促進する。

また、全国的な高齢化社会の状況で推移すると当町の全住民の約 4 割が高齢者という極めて高齢化の進んだ状態にある。

このような状況下においても、将来にわたり紀美野町が持続的なまちづくりを進めていくためには、町民、集落、地域、事業者、団体及び行政などが課題を共通認識して危機感を持ち、人口減少に歯止めをかける対策に連携して取り組まなければならない。

将来の人口推計をみると、今後も減少していくことが予想され、当町における住民生活や地域経済、自治体経営等に大きな影響を与えることが考えられる。生活インフラの維持管理や増大する福祉ニーズへの対応の一方で、今後も厳しい財政状況が続くと予想され、

限られた資源を有効に活用しながら、効率的・効果的なまちづくりを進めていくことが重要である。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

当町の産業構造は、第3次産業の割合が高く、次いで第2次産業となっている。人口減少や隣市で買い物をする住民の増加、インターネット販売の拡充による影響が大きく、古くからの飲食店や小売店、製造工場等が廃業している。

しかし近年、SNSの拡散による誘客を狙った、古民家を改造した小規模な商店の創業が増加し、休日は多くの観光客でにぎわいを見せている。

また第1次産業では、人口減少による影響に加え、農林業従事者の所得が低いことに伴う新規従事者の不足、高齢化、後継者不足が大きな課題となり、年々生産力が低下している。

そのことから、農林業経営不利条件地域においては、耕作放棄地や荒廃した山林が増加している。

しかし一方では、生産コストの引き下げや高付加価値商品の開発、スマート農業の導入による労務軽減、インターネット販売等を活用した収益確保、収穫農産物を直接製品に加工して販売する6次産業化等に取り組む農家も生まれてきている。

今後は、地域資源を有効活用するため、農林業等が円滑に行われるよう農林道の整備等基盤整備が不可欠である。

さらに地域資源を活かした産業の育成と体験型観光産業の推進など新たな産業振興を図っていく。

② 地域の経済的な立地特性

県都和歌山市へは車で約一時間の通勤範囲、また近隣市町村の都市化による就労の環境も整い、核家族化・夫婦共働きが一般化することにより、生活する上で便利な都市部への移住が加速している。しかし、当町は都市部と近く、豊かな自然環境など恵まれた就労環境を有していることから、豊かな自然を生かした観光の振興と観光につながる新たな創業につなげていく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

町の総人口は、昭和 30 年から減少傾向にあり、平成 27 年では 9,206 人となっている。昭和 55 年には一時的に減少幅は縮小していたが、昭和 55 年以降では再び人口減少が加速している。

当町では、少子高齢化が進んでおり、高齢者人口、生産年齢人口のいずれにおいても、年齢構成が高齢化している。町民の 4 人に 1 人が後期高齢者である一方、40 歳未満の若い世代の比率は年々低下している。

特に減少率の高いのが、15 歳から 29 歳の若年者で現在 831 人（平成 27 年国勢調査による）と町全住民比の 11.0%となっており、今後もこの傾向は加速するものと予想される。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査)

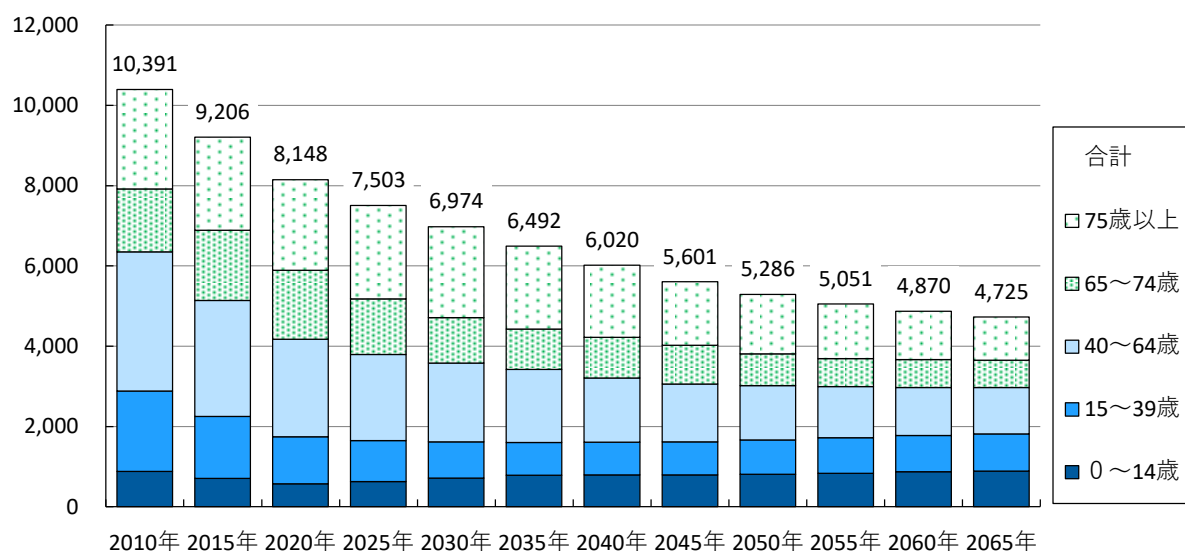
区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 19,479		人 17,818	% ▲ 8.5	人 16,148	% ▲ 9.4	人 15,687	% ▲ 2.9
0～14歳	5,617		4,366	▲ 22.3	3,380	▲ 22.6	3,049	▲ 9.8
15～64歳	12,088		11,522	▲ 4.7	10,514	▲ 8.7	10,135	▲ 3.6
うち15～29歳(a)	4,009		3,580	▲ 10.7	3,100	▲ 13.4	2,919	▲ 5.8
65歳以上(b)	1,774		1,930	8.8	2,254	16.8	2,503	11.0
(a)／総数 若年者比率	20.6%		20.1%	-	19.2%	-	18.6%	-
(b)／総数 高齢者比率	9.1%		10.8%	-	14.0%	-	16.0%	-

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,625	% ▲ 0.4	人 15,037	% ▲ 3.8	人 14,215	% ▲ 5.5	人 13,378	% ▲ 5.9
0～14歳	2,924	▲ 4.1	2,662	▲ 9.0	2,142	▲ 19.5	1,704	▲ 20.4
15～64歳	9,910	▲ 2.2	9,381	▲ 5.3	8,712	▲ 7.1	7,890	▲ 9.4
うち15～29歳(a)	2,580	▲ 11.6	2,185	▲ 6.5	2,043	▲ 6.5	2,022	▲ 1.0
65歳以上(b)	2,791	11.5	2,994	7.3	3,361	12.3	3,784	12.6
(a)／総数 若年者比率	16.5%	-	14.5%	-	14.4%	-	15.1%	-
(b)／総数 高齢者比率	17.9%	-	19.9%	-	23.6%	-	28.3%	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,387	% ▲ 7.4	人 11,643	% ▲ 6.0	人 10,391	% ▲ 10.8	人 9,206	% ▲ 11.4
0～14歳	1,369	▲ 19.7	1,146	▲ 16.3	878	▲ 23.4	707	▲ 19.5
15～64歳	6,982	▲ 11.5	6,403	▲ 8.3	5,474	▲ 14.5	4,433	▲ 19.0
うち15～29歳(a)	1,755	▲ 13.2	1,428	▲ 18.6	1,081	▲ 24.3	831	▲ 23.1
65歳以上(b)	4,036	6.7	4,094	1.4	4,039	▲ 1.3	4,065	0.6
(a)／総数 若年者比率	14.2%	-	12.3%	-	10.4%	-	9.0%	-
(b)／総数 高齢者比率	32.6%	-	35.2%	-	38.9%	-	44.2%	-

表 1－1(2) 人口の見通し「改訂版紀美野町人口ビジョン（令和 2 年 3 月）」

人口（人）



イ 産業の推移と動向

当町の中東部は農業を中心に発展してきたが、地形上の問題もあり農業の基盤整備の遅れと十分な耕地確保が困難なため、零細規模で十分な収入を得ることができないことから若者の農業離れが進み、それが後継者不在に繋がり農業投資が消極的になっているのが現状である。

しかし、主な農産物の品目として水稻、柿、みかん、梅、山椒等があり、ふるさと産品として育っているため、農業用施設等の生産基盤の維持と整備を進めていく必要がある。

また、森林面積は9,686haで町域の75%を占めており、かつては棕櫚の大産地であったが、棕櫚需要の低下とともに、スギ、ヒノキへ植え替えが進められ現在残っている棕櫚林も歴史上の産物となっている。

現在、このスギ、ヒノキを主体とした民有人工林の約97%が8齢級以上と、資源として成熟しており計画的な伐採及び間伐を実施していく必要がある。一方で、林業就業者の減少や製材工場数の減少などの構造不況により林業経営も誠に厳しいものがあり、山林所有者の森林に対する整備意欲は低下し、放置森林の増加や荒廃した山林に起因する災害の発生が懸念される。しかしながら森林の持つ木材生産、水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、生物の多様性保全等の公益的機能の維持管理を図るうえからも、将来にわたって重要な産業の一つである。

今後特色のある新たな地域産業を創出して地域の自立を図るためには、特産物のブランド化や市場の開拓等に努力する必要がある。

商業については、インターネット販売サイトの拡充と車社会の発展により日常購買品についても広域の店舗利用が容易になり、町内の小売店での購入が減少している。こうした傾向は今後も続くと予想される。したがって、消費者ニーズを的確に把握し、町民に親しまれる商店として、スーパーや大型店には出すことのできない特色を生かす発想のもとに、町民の消費生活に対応する工夫が必要とされる。

地場産業は、明治、大正、昭和を通じ清酒、下駄台、棕櫚加工業から始まり、棕櫚加工では製縄、製網、棕櫚マット、タワシ、棕櫚晒葉、棕櫚蓑等を生産し、その生産高は県下でも群を抜く状況であった。

しかし、戦後化学繊維の発達と人件費の高騰によって棕櫚繊維の現地生産は殆ど衰退し、現在は化繊ロープ、ビニール合羽、スポンジタワシ、バスマット、各種ブラシ等の生産に移行し、棕櫚箒、タワシなどの製品は少なくなりつつある。なお、ステンレスタワシ、カールタワシなどの外国製品に押される傾向も出ている。

また、近年は事業所数も減少しているが、これらの原因は、バブル崩壊後の経済不況が主な原因で、それぞれ経営面での合理化や工夫改善等経営努力を続けてきたが、国外からの安価な製品流入等の影響もあって、当町の工業生産の将来は厳しいものと予測される。したがって、特に中小企業の育成については、その特性を生かしながら経営の近代化、労働環境の改善、技術の向上、付加価値製品の開発などにより、経営基盤を強化し、地域産業として定着・育成を図るため、関係機関や団体との連携、協力のもとに諸制度の拡充に努めることが肝要である。

建設業については、インフラ整備等の公共事業が実施され、建設業の安定した営業活動を担ってきた。しかし、高齢化に伴う担い手の減少により事業所数が減少するなど極めて厳しい状況になると考えられる。また、従業員不足も懸念されており、雇用創出における支援等も必要となる。

表 1 - 1 (3) 産業別人口 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 9,687		人 8,532	% ▲ 15.7	人 8,632	% 1.2	人 7,765	% ▲ 10.0	人 7,762	% ▲ 0.0
第一次産業 就業人口比率	% 45.8		% 41.2	—	% 33.6	—	% 28.1	—	% 23.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 30.2		% 29.8	—	% 34.7	—	% 35.8	—	% 37.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 24.0		% 29.0	—	% 31.7	—	% 36.1	—	% 39.4	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,456	% ▲ 3.9	人 7,002	% ▲ 6.1	人 6,855	% ▲ 6.1	人 6,097	% ▲ 12.4	人 5,593	% ▲ 9.0
第一次産業 就業人口比率	% 22.7	—	% 18.2	—	% 17.7	—	% 15.9	—	% 16.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 36.0	—	% 38.3	—	% 36.1	—	% 33.4	—	% 31.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 41.3	—	% 43.5	—	% 46.2	—	% 50.7	—	% 52.8	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,739	% ▲ 18.0	人 4,311	% ▲ 9.9
第一次産業 就業人口比率	% 13.3	—	% 13.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.3	—	% 26.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.4	—	% 59.8	—

（３）市町村行財政の状況

ア 行政の状況

少子高齢化、高度情報化、ライフスタイルの多様化など社会経済環境が大きく変化する中で、行政に対する住民ニーズが多種多様化し、脆弱な財政力で住民生活の確保と地域間格差の是正を図るためには、一層簡素で効率的な行政体制の確立に努め、財政基盤の強化をしなければならない。

そのため、定員適正化計画に基づき効率的、機能的な組織となるよう人員配置を行ってきたが、働き方改革を推進しつつ今後も新たな観点での人材の育成と適切な人員配置に力点をおいて地域づくりを展開していく必要がある。

イ 財政の状況

当町の財政状況は、歳入では、普通交付税の市町村合併に伴う優遇措置が平成28年度から5年間で段階的に縮減され令和3年度には本来の普通交付税の算定となることや、人口の減少、高齢化や経済状況の悪化等により一般財源の減少が予想され、歳出では、社会保障関連費の増加、道路・橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応が必要となるなど、厳しい状況が続くことが見込まれる。

このような状況を踏まえ、今後も義務的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、財政の健全化を保ちながら、まちづくり、人口減少対策、地域福祉サービスの充実、公共施設の維持管理や更新など、引き続き効率的・効果的な施策を実施していかなければならない。

表 1－2（１）市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,286,958	8,069,029	7,912,762
一般財源	5,335,889	5,286,768	4,883,162
国庫支出金	641,302	371,530	414,982
都道府県支出金	473,297	348,325	356,594
地 方 債	954,893	1,189,025	875,411
うち過疎対策事業債	182,759	368,400	227,100
そ の 他	881,577	873,381	1,382,613
歳出総額 B	7,697,675	7,444,198	7,439,687
義務的経費	3,592,414	2,987,037	2,584,099
投資的経費	1,018,250	805,580	1,399,842
うち普通建設事業	1,002,064	805,580	1,397,450
そ の 他	3,087,011	3,651,581	3,185,746
過疎対策事業費	591,277	533,751	537,805
歳入歳出差引額 C (A-B)	589,283	624,831	473,075
翌年度へ繰り越すべき財源 D	28,453	3,173	6,489
実質収支 C-D	560,830	621,658	466,586
財政力指数	0.245	0.216	0.217
公債費負担比率	25.7	16.9	20.3
実質公債費比率	15.6	12.5	10.0
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	85.7	87.6	99.0
将来負担比率	143.2	110.5	48.4
地方債現在高	11,253,051	9,651,957	8,429,014

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率（％）	－	－	19.9	23.5	25.9
舗装率（％）	－	－	54.0	78.4	79.0
農道					
延長（km）	－	－	－	62,116	61,616
耕地 1 ha 当り農道延長(km)	－	－	51.3	71.9	83.0
林道					
延長（km）	－	－	－	54,740	54,349
林野 1 ha 当り林道延長(km)	－	－	5.7	5.7	5.6
水道普及率（％）	62.7	86.2	91.1	96.7	97.2
水洗化率（％）	－	－	15.1	36.5	54.6
人口千人当り病院、 診療所の病床数（床）	－	－	23.6	28.1	28.7

（４）地域の持続的発展の基本方針

過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年）が施行されて以降これまでの対策として、過疎地域自立促進計画を策定し、現在までに町内道路の整備を実施し、管内の住宅のうち、自動車に接近できないのは数十戸までに生活道路は整備された。

生活生産の重要基盤である水道施設の普及率は 97.2％（令和 2 年 3 月）で平成 26 年度普及率 96.9％と比較して上昇といった成果があったが、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めがかからない状況となっており、今後も継続した取り組みが必要である。

当町では、住民協働のまちづくりの深化と拡大、生活インフラの整備、安心・安全な生活の確保、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、産業の活性化、定住促進と人口の維持などの課題に対応するため、平成 29 年 3 月に第 2 次紀美野町長期総合計画を策定し、「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」を将来像に掲げ、さまざまな施策を進めている。

これを、当町における地域の持続的発展の基本方針とし、この将来像の実現に向け、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を推進する過疎対策を実施する。

基本方針 1 「みんなでつくるまちづくり（住民協働と行政改革）」

- ・住民協働の拡大と深化を進めます。
- ・活発な地域活動と地域交流を促進します。
- ・行政改革を推進します。

基本方針 2 「子育て・教育のまちづくり（子育て支援・生涯学習）」

- ・子育てしやすいまちづくりを進めます。
- ・学校教育を充実させ、次世代を育成します。
- ・生涯学習と文化・スポーツ活動の環境を整えます。

基本方針 3 「福祉の充実したまちづくり（健康・福祉）」

- ・住民の健康を守り、育みます。
- ・高齢者の福祉と介護の充実を進めます。
- ・障害者の生活支援と社会参加を推進します。
- ・助け合い、支え合う地域福祉を推進します。

基本方針 4 「安心・安全で住み良いまちづくり（生活基盤・防災）」

- ・交通・情報のネットワークを整備します。
- ・自然と調和した生活環境を形成します。
- ・安全な暮らしを確保します。

基本方針 5 「活力ある産業のまちづくり（産業振興・観光）」

- ・環境と共生し付加価値を生み出す農林業を育てます。
- ・まちに賑わいをもたらす商工業・観光を振興します。
- ・創業支援と雇用の場の確保に取り組みます。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のように定める。

項 目	基準値（2020 年）	目標値（2025 年）
人口	8,264 人	7,503 人
合計特殊出生率	1.34	1.52

（６）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

（７）計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、総合計画の審議会外部評価委員会において毎年度実施し、ホームページ等で公表する。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画では、以下の方針を設定している。これらの方針は、当町の公共施設マネジメント事業を着実に推進するために設定された方針であり、本計画に記載された全ての公共施設等の整備が本指針に適合している。

１）公共サービスの必要性・量や質の適正

①公共サービスの量・質の見直し

人口減少や町民ニーズの多様化等を捉え、公共サービスの提供量や質を見直す。

②公共サービスの廃止

社会的要請の大きな低下が見られる公共サービスについては、住民生活への影響について十分に検証したうえで廃止を検討する。

２）サービスにふさわしい提供主体

①民間移譲

民間主体で提供することが望ましい又は可能な公共サービスについては、民間に委ねる。

②民間ノウハウの活用

行政が担うべき公共サービスにおいても、効率的・効果的なサービス提供のため、指定管理者制度など、積極的に民間ノウハウを活用する。

③業務改善

従来通り行政が単独で担う公共サービスにおいても、人材育成や業務プロセスの改善により、効率的・効果的なサービス提供を図る。

3) サービス提供と施設の存在

①施設を使わないサービス提供

インターネットやSNSなどICT技術の発達による技術活用等により、サービス提供方法を工夫することで公共施設等の削減を図る。

4) 量や質の需要バランス

①統廃合・仕様や規格の変更

少子高齢化の進行等による利用量やニーズの変化を予測しつつ、公共施設等において提供すべき公共サービスの量・質を踏まえ、公共施設等の適正な規模への見直しや統廃合、仕様や規格の変更等を進める。

②複合化

サービスの複合化により、サービス提供の質の向上と効率化が図られる場合は、公共施設等の状況やサービスの提供方法等を検討したうえで、施設の複合化を進める。

③広域化

近隣自治体で重複する公共施設について、広域化により維持管理・整備・運営等の効率化が図られる場合は、町民ニーズも踏まえたうえで、近隣自治体等と連携して対応を検討する。

本計画における全ての公共施設の整備や維持・管理などについては、公共施設等総合管理計画に定めるこれらの基本方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施する。

施設分類ごとの現状や課題に関する基本認識

(令和3年3月「紀美野町公共施設等総合管理計画」から抜粋)

(1) 文化系施設

該当する主な施設	各地区にある集会所、中央公民館、紀美野町文化センター 等
基本認識	・各地区にある集会所については、未使用又は利用頻度が著しく低い施設は除却等の検討を行う。

(2) 社会教育系施設

該当する主な施設	星の動物園
基本認識	・2020年度において、施設のリニューアル化を実施しており、今後、より充実した教育及び観光施設として当町の拠点化を図る。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

該当する主な施設	紀美野町スポーツ公園、ふれあい公園、山の家おいし、農村総合センター、美里の湯かじか荘、毛原オートキャンプ場 等
基本認識	・スポーツ及び観光施設として維持管理等を行うが、老朽化が著しい施設については除却等を行う。

(4) 産業系施設

該当する主な施設	地域資源開発センター、農家高齢者創作館 等
基本認識	・老朽化が著しい施設や利用頻度が著しく低い施設は、除却等の検討を行う。

(5) 学校教育系施設

該当する主な施設	各学校
基本認識	・中学校については統廃合の検討を行い、小学校についても少子化等を踏まえた適正化等の検討を行う必要がある。 ・休校施設は、地元等を含めた施設の有効活用の検討を行う。

(6) 子育て支援施設

該当する主な施設	各認定こども園、各児童館
基本認識	・各認定こども園については、適切な維持管理等を行う。 ・各児童館については、統廃合等の検討を行う。

(7) 保健・福祉施設

該当する主な施設	総合福祉センター、長谷毛原健康センター
基本認識	・現状、維持管理等を行うが、今後、空調設備やボイラー設備等の更新が必要となり、計画的な維持管理が必要となる。

(8) 医療施設

該当する主な施設	各診療所
基本認識	・各地区の地域医療には欠かせない施設であるため、計画的な維持管理が必要となる。

(9) 行政系施設

該当する主な施設	本庁、美里支所、各出張所、紀美野町消防署、各分団庫 等
基本認識	・本庁については、建築後 40 年程度経過しているため、将来的には建て替え等の検討を行う。 ・美里支所については、空きスペースの有効活用の検討を行う。 ・紀美野町消防本部消防署については、建て替えを行う。 ・その他の消防施設については、適切かつ計画的な維持管理を行う。

(10) 公営住宅

該当する主な施設	各公営住宅
基本認識	・適正な事業規模やコスト縮減に配慮した適正な維持管理・整備を図る。

(11) 公園

該当する主な施設	各公園
基本認識	・適切な施設マネジメントのもと、継続的に維持管理を行う。

(12) 供給処理・水道施設

該当する主な施設	各供給処理・水道施設
基本認識	・適正な事業規模やコスト縮減に配慮した適正な維持管理・整備を図る。

(13) その他

該当する主な施設	各公衆トイレ、廃校施設 等
基本認識	・公衆トイレは、基本的に維持管理を行うが、利用頻度が著しく低い施設については除却等を行う。 ・廃校施設は、現在、使用されている施設については、維持管理を行うが、将来的には譲渡等の検討が必要である。 ・一部の施設については、譲渡等の検討を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

近年、豊かな自然を求める人の流れが活発化している。また、都市住民から田舎暮らしを希望する問い合わせや空き家情報に関する問い合わせが多くなってきている。

このため、都市部から当町に至る道路網整備や水道など生活環境整備を促進することが重要であるとともに、豊かな自然環境を保全することも必要である。

また、生石高原や清流貴志川などをはじめとする豊かな資源を有効に活かし、町への移住・定住を推進していくことや、都市住民との交流活動を通じて関係人口の獲得・増加に向けた取り組みも重要である。

(2) その対策

地域ごとにそれぞれの特性を活かした交流の場を提供し地域間交流を促進する。また、

地域団体による自主的なまちづくり活動に対する支援や担い手の育成に取り組む。

U・I・Jターン希望者に対し、空き家等の情報提供を行い、また空き家の保有者にも貸出の要請など受け入れ体制の整備を引き続き行っていくとともに、空き家の改修支線を拡大していく。

都市部に近隣し、豊かな自然環境を有する地理的条件を活かしながら、町の良さや田舎暮らしの魅力を発信し、町への移住・定住を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		定住促進補助事業	町	【具体的な事業内容】 住宅の新築、購入、増改築や土地の購入に係る費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 若い世代の移住定住を促進するため。 【見込まれる事業効果】 若い世代の人口増加
		移住推進空き家リノベーション補助事業	町	【具体的な事業内容】 空き家の改修工事及び既存住宅状況調査に要する経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 空き家を移住促進に活用し、町外からの移住定住を促進するため。 【見込まれる事業効果】 人口増加、空き家活用

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

当町の基幹産業でもある農業について、令和2年の農家数は612戸で町全戸数の15%を占めており、そのうち販売農家数は315戸で、自給的農家297戸(48%)となっている。農家の内訳は、主業農家65戸(10%)、準主業農家36戸(5%)、副業的農家234戸(38%)である。

急峻な地形上まとまった耕作地を持たない当町の農業は、一戸あたりの経営耕地面積は0.85haと零細であり、販売農家一戸当り農産物販売金額も年間100万円以下が約58%である。

意向調査によると「後継者がいない、あるいは決まっていない」と答える農家がほとんどで、高齢化による耕作放棄地問題と後継者不足問題、また最近は鳥獣による被害が多く、より一層経営内容が悪化している状況である。

こうした状況ではあるが、各地域ではスマート農業の活用や、6次産業化など意欲的に農業に取り組む者もあり、またインターネットを利用して農産物を販売する先進的な農家も生まれてきており、一定の成果をあげている状況である。

イ 林 業

当町の総面積は、12,834haであり、その内森林面積は9,686haで総面積の75%を占めている。その全てが民有林で、スギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は6,627haであり人工林率約68%と高く、人工林の約97%以上が8齢級以上と資源として成熟している。今後より一層の計画的な伐採及び間伐を適正に実施していくことが重要である。

当町は昔からスギ、ヒノキの造林が戦後の復興等のため国策として盛んに行われていたが、長期にわたる木材価格の低迷などによる、林業採算性の悪化によって森林所有者の経営意欲を低下させた。その結果、間伐等の森林整備や林業生産活動が停滞し、林業従事者の減少や製材工場数の減少にも繋がっている。

当町が有する豊富な森林には、木材生産をはじめとする、水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、生物の多様性保全等の公益的機能を有しており、清浄な水や空気、四季折々の美しい自然環境等を活かした総合的な森林の利活用が求められている。

平成14年度に和歌山市・海草管内の森林組合が合併し、また平成30年に前述管内と那賀管内の森林組合が合併し、広域的に森林施業を積極的に展開しているが、林業就業者の大幅な減少と高齢化のため、新たな林業就業者の確保、育成が未だ課題である。また、林業振興を図る上で、林業施業の一貫システムによる低コスト化を図るため、林道・作業道の整備、高性能林業機械の配備による生産性の向上を図るとともに、加工技術の高度化、流通販路の拡大が必要となっている。

ウ 商工業

地場産業については、町内の製造事業所は89箇所あるが、一事業所当たりの製造業従業者数は9.1人と少なく、零細な規模のものが多く、また、従業員一人当たりの生産額も依然低い状況である。

当町は、かつては伝統的な棕櫚製和雑貨の生産を中心に発展してきたが、現在は従来

からの伝統技術を生かしながら、化繊ロープ、ビニール合羽、家庭用日用品、縫製品等各種の生産活動をおこなっている。また、従業員も高齢化が目立つ地域も増えてきたため、今後の人材の育成と待遇面での充実が課題となっている。また、高齢化と同様の問題として後継者不足による家内工業的事業所の減少が著しく、特に伝統産業の棕櫚加工業における技術継承者の問題については、棕櫚の町として栄えてきた当町として深刻にとらえる必要がある。

また、近年では様々な種類の事業所が開業されており、年中通して観光客が訪れているが、観光客を集客し、地場製品の販売を促進できるような場所が町内には一部地域を除いてほとんど整備されていない状況である。生産性を重視する近代的企業の誘致は町の活性化を図る上で必要であるが、伝統性をもって営々と生産活動を続け、地域就業に貢献してきた地場産業の存続発展の施策と、その特殊技術の保持と継承対策も同時に推進する必要がある。

商業においては、当町の事業所は 134 店で一店舗当たりの従業員数は 2.6 人であり、内容は最寄り性の高い飲食料品・日用雑貨品のほか、最近の消費者のニーズの多様化を受けて町外の観光客をターゲットとした商品を製造・販売する事業者も増えている。人口千人当たり 16 店と県平均の 13.4 店と比べ多いが、地理的環境から人口が点在しているため人口一人当たりの売上は 844 千円と県平均の 2,341 千円を大きく下回っている。都市部への大型店の進出、あるいは消費者ニーズの多様化、個性化等の影響を受けてキャッシュレス決済やインターネットによる販売等での買物が増えており、非常に厳しい状況におかれている商業者もいる。このため、新しい技術や商品の開発及び既存事業に対する新たな価値の創造など既存事業の拡充等に努めることが非常に重要である。

こうした新しい展開を容易にするために、商工会など商業関係団体の育成、指導の強化や融資制度等の活用を引き続き推進する必要がある。

建設業については、当町は近隣の町と比較して事業件数、総事業費とも大きく、町内では 77 の事業所があり、これに就労する人が 330 人と、町内の就業の場として今まで重要な役割を担ってきた。しかし、「近年の公共事業の削減」あるいは「近年の公共建設投資額の減少」により総事業量が長期減少の傾向にあり、更に少子高齢化に伴う人材不足も懸念されていることから、町内の建設産業を持続させていく上で深刻な状況にある。

工 観 光

当町の観光拠点は、町南部に広がる生石高原県立自然公園周辺の南部エリア、のかみ

ふれあい公園周辺の北部エリア、みさと天文台や毛原オートキャンプ場などがある東部エリアの三つから構成されている。

近年の社会・経済情勢の変化、自由時間の増大、ライフスタイルの多様化に伴い、ニーズが従来の「観る観光」だけでなく「参加・体験型観光」に広がる傾向にあり、過疎地域の豊かな自然環境、歴史・文化資源が観光・レクリエーションの場となりつつある。心の豊かさ、生活のゆとりとうるおいを求める現代社会において、今後この傾向が増大すると予想される。このため、参加・体験型観光を行う事業者、並びに体験プログラムの充実が必要となっている。一方、利用客のマナー向上を喚起し、自然環境の保全と高山植物、希少植物の保護育成に努める必要がある。また遠来の登山客、来園者のため国道、県道、町道の拡幅整備の必要があり、各道路とも、地元住民の理解と関係機関の協力の下に整備されつつあるが、なお一層の促進が望まれる。

上記三つのエリアを拠点とし、町内の清流に恵まれた河川、緑多き山々や、史跡など豊かな自然を活用した散策、地域農業を生かした観光農園の取り組みなど、町内外のあらゆる観光資源と結びついた広域観光網の創設が重要な課題である。

オ 企業誘致

現在、当町が所有する土地及び建物は立地条件及び老朽化等により、企業に案内ができる物件が非常に少なくなっている。また、周辺の住環境も含め受け入れ諸条件の整備が進んでいないため、当町の特性を活かした誘致活動及び支援が必要である。

カ その他

当町は近隣市町にはない独自性をもち、昨今のブランド力向上によって観光客や創業者数などの関係人口は増加傾向にある。この波に乗りながら、時代の変革に柔軟に対応できるような支援をしていく必要がある。

(2) その対策

ア 農 業

職種の少ない当町において農業は貴重な就業の場である。

今後自然環境との調和を図りながら、農業用施設等生産基盤の維持と整備を積極的に進めるほか、地域の特産物を活用した商品の開発や観光農園の促進等 6 次産業化による農業経営の多角化を目指し、農作業の省力化や効率化を図るとともに技術支援や生き甲

斐対策、グループ活動の強化等を通じ、安定的な所得確保と後継者も残るような意欲ある農家の育成と新規就農を促進する。また、新規就農を目指す者には技術研修や経営支援などを行い、将来継続して農業を続けていけるよう、農業協同組合と協力し併走支援を実施する。

町猟友会と連携した有害捕獲事業、農業経営支援事業、農地取得資金や県農業公社の農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業などを活用しつつ、農業が担うべき公益的機能の確保と永続的な農業生産の実現を図る。

限られた農地を有効に活用するため優良農地の最適化を推進し、基盤が整った優良農地を地域の担い手に集約する等、積極的な流動化を進めていく。

また、食品の安全性に対する国民意識の高まりにあわせた有機農産物の供給と産地直販システム化などを進めるとともに、当町の「健康・生きがいつくり」テーマとして活動している、農産加工グループとタイアップし、安心安全な食品づくり、又地元ブランド品の研究開発に取り組んでいく。ブランド化した食品は、町内の地場産品販売所や県や町のイベント行事を通じて、町内外の人々を対象に積極的に商品の販売戦略を展開する。

イ 林 業

「森林整備地域活動支援交付金事業」により森林整備に欠かせない森林調査など実施しており、適切な森林経営計画を立て、間伐事業など森林の整備が進みつつある。また、「森林経営管理制度」の施行により、森林所有者の森林整備の責務が明確化され、森林の持つ公益的機能の維持管理を周知・啓発するとともに、その経営管理権について、町に委託することが可能となった。森林整備や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等を行い、林業振興を図る。和歌山市・海草・那賀管内の森林組合が合併し、新規林業の担い手を確保・育成、間伐などの森林整備に対しての支援を進めている。

今後は、林業施業の一貫システムによる低コスト化を図るため、作業道等の林内路網整備を支援するとともに、高性能林業機械の配備支援を行い森林組合等による施業団地化を推進する。加工技術の高度化、流通販路の拡大についても、和歌山県と連携を密に行い、必要な情報について普及・啓発を行っていく。

また、林業経営を持続させるため、特用樹・特用林産物を組み合わせた複合経営を推進する。

なお、森林の多面的機能を総合的かつ高度に発展させ、健全な森林の育成を進める。

一方特用林産物（栗、筍、山椒、椎茸等）を利用して、観光など他産業との連携した複合経営をも推進し、所得の向上を図る。

ウ 商工業

地場産業は、事業承継においても様々な継続方法がある中で、事業継承から業務効率化や生産性向上までの支援について各関係団体と連携して実施する。

既存市場の成熟化や消費者の購買ニーズの変革等により、地域の地場産業は大きな影響を受けている。これを打開し、新たな活路を見出すためには、新しい技術や商品の開発、既存事業に対する新たな価値の創造など既存事業の拡充等に努めることが非常に重要であることから、各関係団体と連携した支援体制を整える。

一方で、伝統的な産業についても高齢者の経験や技術を活かすとともに、人材の育成・都市住民との交流を通じて産業として確立を図るなど地域資源を活かした産業の創造に努め、就業機会の創出・所得の向上及び新たな産業システムの構築に努める。

商業については、少子高齢化による人材不足や労働生産性の低下が懸念される中で、当町においても、後継者不足等により廃業する事業者が増加傾向にある。

しかし一方で新規創業者数も年々増加傾向にあるが、これは当町のブランド力が少しずつ認知されてきたことに繋がっており、続けて当町の魅力発信に努める必要がある。それと同時に異業種参入や2次創業などを希望する事業者に対する支援を実施する。

建設業については、労働者の技術力向上や、生産性の向上、業務の効率化などを促進することで、これからの建設業を取り巻く急激な情勢の変動に迅速に対応できるよう体質を強化改善するとともに、公共事業のみに営業依存しない個性ある企業経営を促進していく。

エ 観 光

参加・体験型観光の充実に当たっては、地域がもつ自然資源、歴史、文化、花などを活かし独自性のある観光地域づくりを推進する。

このことについて、町内観光事業者及び民間団体等は連携を図り、さらには農林業と連携した体験型観光プログラムの充実に推進し、自然環境とのかかわりを大切に、個性豊かな地域づくりを実現させる。

そのためには、町内各所の観光地を結ぶ観光ルートの形成に必要な道路整備や、老朽化の進んでいる観光施設の改修・撤去、観光PRや、観光客誘致のための施策を行うと

ともに、郷土史、伝説、史跡の内容をはじめ動植物等に精通し、案内、説明のできる人材の育成、並びにボランティア活動の啓発、推進を図るなど、民間からの観光事業参入を促し観光産業のさらなる振興を図る。

オ 企業誘致

用地の確保や住環境の整備も含めた、対策を検討し、さまざまな分野の事業所や施設の誘致を促進する。

カ その他

新たな生活様式やビジネススタイルに適應するため、観光インフラ等の整備。また地域創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した道の駅について検討する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	道の駅整備	町	
	加工施設	産品加工施設整備事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		ふれあい公園施設改修事業	町	
		山の家おいし施設改修事業	町	
		観光トイレ整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
		農業経営支援事業	町	【具体的な事業内容】 農業者が実施する農地の改良や、機械購入、農作物の被害防止施設整備等に係る費用の一部を補助する 【事業の必要性】 農業を維持・発展させるために、農業者の負担軽減を図る必要がある 【見込まれる事業効果】 農業者の負担軽減、新規就農者の確保、農業の維持

道の駅基本計画策定事業	町	【具体的な事業内容】 道の駅の整備事業を行うにあたりその道の駅の基本的な機能、場所、運営手法等の計画を策定する。 【事業の必要性】 計画的に道の駅を整備するために策定する必要がある。 【見込まれる事業効果】 道の駅の効果である活力ある地域づくりや町全体の活性化を明確化・共有化及び整備の効率化
農作物出荷サポート事業	町	【具体的な事業内容】 JA直営のファーマーズマーケットへの出荷が困難である出荷者への支援 【事業の必要性】 地域農家の販売活動を支援する必要がある。 【見込まれる事業効果】 農家の生産意欲の向上、所得向上
間伐材流通支援事業	町	【具体的な事業内容】 森林経営計画に基づく、間伐材の流通に対する支援 【事業の必要性】 国内産材の流通を促進し、林業経営を支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 荒廃山林の解消及び森林の多面的機能の増進
農林商工推進事業	町	【具体的な事業内容】 町内の農業・観光・商工の成果や情報発信の場を提供、団体に対し、補助金の交付。 【事業の必要性】 町内の農林商工業振興、地産地消及び食の安全追求、町内各種団体の育成、相互研鑽 【見込まれる事業効果】 町のPR、地域活性化、人材育成の推進。
中山間地域等直接支払	町	【具体的な事業内容】 継続的な農業生産活動の支援 【事業の必要性】 生産条件が不利な地域における農業生産活動を支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 耕作放棄地の発生防止及び多面的機能の確保
多面的機能支払	町	【具体的な事業内容】 農用地、水路、農道等、地域の共同活動に係る支援 【事業の必要性】 農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮するよう支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担軽減

		森林整備地域活動 支援交付金	町	【具体的な事業内容】 森林経営計画を策定するために必要な現地調査や所有者との協定等に対する支援 【事業の必要性】 森林経営計画の樹立を促進し、林業生産活動等を継続するため 【見込まれる事業効果】 施業放置地の発生を防止し森林の多面的機能を確保
--	--	-------------------	---	--

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

当町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。なお、産業振興にあたっては、関係団体や近隣市町村等との連携を図ります。

産業促進区域	業種	計画期間	備考
紀美野町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア、電気通信施設

携帯電話は全居住地域で利用できます。通信方法は日々進化しているため、これに対応できるように推進していく必要がある。

超高速ブロードバンドは、平成 27 年度の光通信網整備事業補助金の実施により、全居住地域で利用できる。

テレビは、難視聴対策として地上デジタル放送を再配信するため、平成 20 年度に紀美野町地上波デジタル放送難視聴対策事業を実施しており、町内 60 ヶ所に整備した小型の地デジ中継局による電波配信を基本として、電波の届かないところについては有線配信することにより町内全ての地区で地上デジタル放送が視聴可能となっている。現在、町によりこれらテレビ地上デジタル放送設備の維持管理を行っているところであるが、今後、設備の老朽化に伴い、定期的に機器等の更新を行っていく必要がある。

イ、情報化

公共施設は旧美里町の平成 13 年度実施した電気通信格差是正事業（地域イントラネット施設整備事業）と旧野上町の平成 17 年度に実施した光ファイバー敷設事業によって、町内全小中学校を含め、光ファイバーケーブルで結び、業務や教育に利用している。また、光ファイバーケーブルの予備芯を地上デジタル放送の電波再送信にも利用し、安定したテレビ放送に寄与している。さらに携帯電話事業者に貸し出しして、携帯電話通話エリアを拡大し、住民サービスの向上を支援している。今後は安定的な利用のために光ファイバーケーブル等の保守管理を行う必要がある。

一方、マイナンバーカード等の普及に伴い住民票等のコンビニ交付システムを導入し、全国のコンビニで休日・夜間でも証明書が発行できるようになった。コロナウイルス蔓延による対策や国のデジタル改革によるデジタル庁の創設から、各行政サービスの電子化は、一層推進する必要があると考えられる。当町は、高齢化率が高いため、利用者数の低調が予想されるが、電子システムによる便利さを享受できるよう町民が電子化に対する苦手意識を解消するための体験や経験ができる場を提供していく必要がある。

(2) その対策

ア、電気通信施設

テレビ地上デジタル放送設備を安定運用できるよう、町が維持管理する。また、防災行政無線もデジタル化に改修を行ったことにより、住民への情報伝達手段を追加した。防災行政無線についても維持管理を行っていく。

イ、情報化

光ファイバーケーブルの維持管理を進める。国のデジタル改革を情報収集しつつ、住民サービスにつながる行政サービスのデジタル化を推進する事業を目指す。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		防災行政無線保守管理委託料	町	【具体的な事業内容】 有事の際に全町民に一斉に周知する。 【事業の必要性】 住民の安全安心の確保 【見込まれる事業効果】 住民の安全安心の確保
		テレビ地上デジタル放送設備保守点検業務委託事業	町	【具体的な事業内容】 地上波デジタル放送をギャップファイラー方式で全町内へ配信 【事業の必要性】 防災の観点からも個々の情報収集源となる。 【見込まれる事業効果】 情報提供することで住民生活の安全安心を確保する
		地上デジタル放送設備機器更新工事	町	【具体的な事業内容】 電子機器の更新 【事業の必要性】 テレビは災害時等においても重要な情報収集機器であり、安定的な電波発射が必要である。 【見込まれる事業効果】 機器の更新により安定的な電波発射が行える。
		デジタルデバイド解消事業	町	【具体的な事業内容】 生活の中でデジタル化に親しむため、デジタルコンテンツを体験する 【事業の必要性】 デジタルコンテンツを知らない、利用できないことによる不利益解消 【見込まれる事業効果】 デジタルデバイドの解消

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道・県道（県管理道路の延長は H31.3.31 時点）

当町の幹線道路は、海南市を起点に貴志川に沿って東西にはしる国道 370 号（37km）と、この国道から分岐して南下する主要地方道美里龍神線、又真国川沿いに主要地方道高野口野上線、当町の東部を南下する一般県道花園美里線や、主要地方道岩出野上線、一般県道野上清水線、奥佐々阪井線、生石公園線の 7 路線（46km）となっている。

国道 370 号のバイパスとして事業を県において実施している。現在国道 370 号のバイパスは海南(新橋)から大角までの供用を開始し、大角～赤木区間及び松ヶ峯～小西区間の改良を残すのみとなっており早期完成できるよう整備が進められている。

国道 370 号のバイパスと主要地方道岩出野上線が接続され、海南市・岩出市・泉南方面(関西空港)にもアクセスが容易となり、大型車の通行が可能となった。

主要地方道美里龍神線は町道紀州サンリゾートラインと連絡し、当町中央部を南下する重要な幹線道路の一つであるが、狭あいな区間が多く、冬季には路面が凍結し、観光道路として利用しがたい状況である。

また、一般県道野上清水線、生石公園線は、県立自然公園である生石高原に通じる唯一の観光道路であり、県内外から訪れる観光客も多く、その数は年々増加しているがまだ未改良区間が多く残っている状況である。

イ 町 道

町道は現在 786 路線、総延長 417,082m 舗装率は 79.0 パーセントとなっている。主要幹線町道のうち一級町道は 13 路線（32.900m）改良率 75.6 パーセントであり依然自動車の対向等に苦慮している箇所も多く存在している状況である。

当町中央部の幹線道路である町道紀州サンリゾートラインの整備については、平成 7 年度に紀の川市（旧桃山町）から紀美野町井堰区間の約 4.3km が整備され、残りの津川～井堰区間についても平成 20 年 3 月に供用開始され、岩出市・大阪・関西国際空港方面への時間短縮が図られるようになった。

また、過疎対策重点施策として積極的に町道整備を進めてきた結果、自動車で行くことのできない家はほぼなくなっている。

これらは、いずれも各集落を結ぶ交通路として早期の整備改良を要すると共に、今後の地域開発の上でも重要な役割を担う路線である。東福井牧場線は、生石高原に通じる

町道であると共に有田川町（旧清水町、旧金屋町）の利用者の多い路線であり平成3年度より、2車線改良工事に着手し、総延長4,594mのうち1,900mについては改良工事を完了している。

残りの2,694mについては、急勾配、急カーブの箇所が多く補助事業化が難しいが、今後も積極的に局部改良等を行う必要がある。

また、二級町道は40路線（66,270m）改良率38.8パーセントとなっている。

志賀野井ノ口線は平成12年7月に開園された県動物愛護センターや、ふれあい公園へのアクセス道路となり、交通量が増加する中で二車線改良が進められ、平成16年度には鳥居峠までの改良工事が完成しており、今後さらに動木柴目線に接続する釜滝柴目線等の町道改良工事を進めると共に、循環的アクセス道路も視野にいたした整備が必要な状況となっている。

また、橋梁やトンネルについても平成28年度より定期点検を実施し、今後計画的に修繕を計画的に進めていく。

ウ 農 道

現在当町の農道については、109路線の農道があり、その総延長は61,616mであり、かなり広域的に整備されてきたが、まだ充分でなく、既存の農道についても幅員が狭く、生コンクリート支給、排水処理の側溝等の支援を行いながら、道路の維持管理の軽減を図りながら進めている状況である。

エ 林 道

林道については、令和3年度より令和5年度にかけて、林道毛原勝谷線において改良工事、林道毛原下滝ノ川線において舗装工事を行う予定である。

林道、軽車道、作業道を含め95路線あり、総延長119,559mである。林道についても、広域的に整備が行われ、舗装化も進められてきたが、法面等の崩落や、降雨などによる未舗装路面の荒廃、側溝の閉塞など、今後の維持補修が課題ではあるが、林道等の基盤は、低コスト林業を推進していく上で、重要な役割を担っている。

オ 交通の確保

町内の公共交通機関はバス路線のみであり、現在国道370号の谷口及び美里の湯、及び神野市場を通り、登山口を經由し、海南駅又は和歌山市駅間をそれぞれ運行している

が、自家用自動車の普及と従業員送迎用自動車等によりバス利用者が年々減少傾向にあり、おのずからその運行回数も制限され利便性に乏しい。

町内においては、高齢者等交通弱者が安心して町内の公共機関及び病院等へ行けるようにコミュニティバス（ふれあい号）をもって町内を巡回し一定の利便性の向上を図っているが、今後ともその維持確保、利便性向上に進めていくことが必要である。また、令和2年度から高齢者等交通弱者に対して、交通の利便性を高めるため、タクシー券助成制度を導入している。これについても継続し実施していく必要がある。

脱炭素化社会の実現に向けた国の取り組みの一つとして、自動車の電動化が推進されている。これに比例するように町内のガソリンスタンドが年々減少しているため、今後はこれに代わるインフラ整備について対策を講じていく必要がある。

カ 買い物弱者対策

山間部に居住する高齢者等は、買い物をすることが困難になっており、今後その対策を検討する必要がある。

（２）その対策

ア 国道・県道

国道370号は旧県道海南高野線が平成5年4月国道に昇格された路線で、霊峰高野山に通じる幹線道路であり、改良工事が進み大角～赤木区間及び松ヶ峯～小西区間を残すのみとなっており川筋ネットワーク事業の早期完了を目指し現在整備が進められている状況である。

一般県道花園美里線については地蔵トンネルが貫通し、時間の短縮が図られたが、依然急カーブ・急勾配の箇所が多く引き続き整備を行う必要がある

主要地方道美里龍神線についてもトンネル等により時間距離の短縮を図れるよう、また一般県道野上清水線、生石公園線、主要地方道高野口野上線についても引き続き国・県の支援を得るよう要望活動を積極的に続けていく。

イ 町道

町道については、計画的に改良・舗装を行い、老朽化が激しい橋梁、トンネルについても定期点検を行い適切な管理に努める。また町内の産業経済基盤の強化を図るため重要施設をより一層有機的に連結させるため町道の新設改良事業についても今後とも取り

組んでいく。

ウ 農道

農道については、既存農道 61,616m のうち、未改良区間の計画的改良整備を進めて行くと共に、施設型農業、有機農業へのアクションのため農道改良や園内作業道の整備を図っていく。

エ 林道

森林の有する公益的機能を維持するためにも、地域の実情に応じ、自然環境に配慮しながら計画的、積極的に林道の改良・舗装や作業道の整備を図る。

オ 交通の確保

高齢者等交通弱者の交通確保のため引き続きコミュニティバスを運行し、また今後益々加速するであろう少子化による小中学校の統廃合に対応すべく、児童生徒の通学のためのスクールバスの運行を拡大する。

カ 買い物弱者対策

山間部に居住する高齢者等のために、買い物を代行する支援員の雇用、又は移動販売業者への助成を行っていく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	町道東福井牧場線 改良	町	
		町道釜滝柴目線 改良	町	
		町道下滝の川線 改良	町	
		町道紀州サン・リゾートライン 舗装補修事業	町	
		町道樫河 2 号線排水路改修	町	
		町道中津川名寄松線 改良	町	

		町道長谷大藪国木原線改良事業	町	
	橋りょう	橋りょう修繕事業	町	
		トンネル修繕事業	町	
	その他	トンネル照明改良事業	町	
	(2) 林 道			
		林道毛原下滝ノ川線舗装事業	町	
		林道毛原勝谷線舗装改良事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		コミュニティバス運行委託町 全域対象	町	【具体的な事業内容】 公共交通機関としてバスの運行 【事業の必要性】 交通弱者対策としての公共交通機関の確保 【見込まれる事業効果】 交通弱者支援
		買い物弱者対策事業	町	【具体的な事業内容】 移動販売支援や買い物のための移動支援 【事業の必要性】 地元で生活していくため買い物支援 【見込まれる事業効果】 安心できる生活の確保
		電気自動車急速充電設備整備事業	町	【具体的な事業内容】 充電設備の設置及び設備設置補助 【事業の必要性】 EV自動車普及に伴うインフラ整備 【見込まれる事業効果】 脱炭素社会に寄与
		スクールバス運行事業	町	【具体的な事業内容】 小中学生を安全に送迎するスクールバスの運行 【事業の必要性】 通学距離が長距離化した児童・生徒に対して、安全な通学手段を確保する必要があるため。 【見込まれる事業効果】 安心安全な通学手段の提供に寄与できる。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

当町の水道施設は、町西部については貴志川沿いの低地を給水区域とする西部簡易水

道と、町北西部に河北簡易水道、南西部に河南簡易水道・中田簡易水道の2事業、中部より東区域には美里簡易水道・毛原簡易水道・長谷宮簡易水道の3事業で給水している。

令和元年度末の給水人口は8,402人、普及率97.2%である。

現況では、地形的な条件から水道の恩恵を受ける事が難しい地域もあり、そういった地域は、殆どが谷川の流水や湧水による給水に頼っている。また、施設の老朽化に伴い、適正な施設の整備を引き続き行う必要がある。

イ 下水処理施設

現在町内には平・吉見地区において、農業用水路をはじめとする公共用水域の水質保全、及び生活環境の改善を図り、生活排水処理率の向上を図ることを目的とし、処理区域15ha、処理人口880人、管渠延長約5.0km、処理水量238m³の農業集落排水施設があり、この地域の生活環境の改善に寄与している。しかし他の地区において下水処理施設はなく、平成3年度より小型合併処理浄化槽の設置を推進してきたが、令和2年度末で普及率57.1%（4,825人）と依然極めて低い水準である。

近年、生活様式の変革により家庭排水による河川の汚染が問題となっているが、特に貴志川、真国川の清流はかけがえのない財産であるため、引き続き水質保全と美化に努めなければならない。

ウ 廃棄物施設

①ごみ処理

平成28年3月より、海南市・紀の川市・紀美野町の2市1町により設立された紀の海クリーンセンターで広域処理を行っている。可燃物については焼却し、不燃物・資源ごみについては、分別し、個別物品の特性に応じたリサイクルを行っている。

ごみ処理については、町民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量・再利用・再生利用（リサイクル）に努め、環境に配慮した安定的な処理に継続して取り組む。

また、廃棄物の多様化、不法投棄の増大など様々な問題に対応していくことが必要になっている。

②し尿処理

し尿処理及び浄化槽汚泥の収集は許可業者により行われているが、その処理は共同処理施設海南海草環境衛生センターで行っている。

エ 消防施設

常備消防は、1 本部 1 署、職員数 38 人体制であるが、消防庁舎や訓練施設の老朽化が否めない。又、小規模な消防本部のままで大規模化、複雑多様化する災害に的確に対応するには、組織管理や財政運営面で非常に厳しいものがある。

一方、非常備消防は、16 分団、団員数 490 人体制であるが、人口減少と高齢化が進む中で、団員の確保に苦慮している。又、広域的な災害が発生した場合、消防団に依存するところが大きく、各地域の消防施設整備や資機材の充実などが不可欠である。

オ 防災・減災

当町の山間地域の多くは、土砂災害警戒区域等に指定され、また大雨等の影響で河川の氾濫により浸水する地域がある。そして近年、南海トラフを震源とした巨大地震の発生が危惧されており、当町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けているなど災害の起こりやすい地域である。その為、住民の生命を守るために必要なハードの整備を進める必要がある。また、災害発生時における「公助（役場等）」の活動には限界があり「自助」と「共助」を主体とした防災体制を確立する必要がある。

カ 公営住宅

地域活性化には住宅整備が不可欠である。公営住宅の現状は、松瀬地区 5 戸、吉野地区 14 戸、下佐々地区 56 戸、平地区 33 戸、吉見地区 12 戸、福井地区 13 戸、神野市場地区 9 戸、野中地区 8 戸（うち特定公共住宅 4 戸）、安井地区 14 戸、毛原宮地区 8 戸建設しているが、一部老朽化が進んでいるため、今後公営住宅の建替えを促進し、住環境の整備を図る必要性がある。

キ その他

・火葬場

海南市・紀美野町・紀の川市の 2 市 1 町が五色台広域施設組合の事業を運営しているが、多様化する社会情勢に対応していく必要がある。

（２）その対策

ア 水道施設

生活用水の安定供給を継続するために、下佐々浄水場の更新事業や、その他老朽化した簡易水道施設の更新事業を行い、耐震化を進めるとともに、災害時の応急給水に必要な施設の整備に取り組んでいく。

また、町水道による給水が困難な地域については、共同で生活用水を確保するための施設を整備する者に対し飲料水供給施設整備補助金を交付する。

令和6年度には東部簡易水道事業についても公営企業会計の適用を行い、経営基盤の強化やアセットマネジメントによる健全で持続可能な水道事業経営に取り組んでいく。

イ 下水処理

農業集落排水事業供用区域（平・吉見地区の一部）を除く町内全域において貴志川及び町内の河川の水質保全と環境汚染防止を進めるため、家庭における小型合併浄化槽の設置を引き続き促進していく。

農業集落排水事業供用区域（平・吉見地区の一部）についても安定した下水処理を維持するために、処理場の更新事業や、老朽化対策・耐震化対策を進めていく。

また、近隣市町村とも連携を図り、災害時執行体制の共同化に取り組んでいく。

ウ 廃棄物施設

①ごみ処理

安定的な廃棄物の処理のため、引き続き海南市・紀の川市と連携し、紀の海クリーンセンターの運営を行っていく。

年2回の町民一斉清掃の実践によりゴミに対する意識も高揚され、一般家庭の収集量は減少しつつあるが、今後ゴミの多様化に対して、分別方法の見直しも検討する必要がある。

健康で快適な生活環境を確保するため、観光客を含め一人ひとりに対する環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、町民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努める。

②し尿処理

し尿処理については、農業集落排水事業供用開始区域（平・吉見地区の一部）を除く町内全域において貴志川及び町内の河川の水質保全と環境汚染防止を進めるため、家庭における小型合併浄化槽の設置を引き続き推進するとともに、その処理については、引き続き海南海草環境衛生センターで行う。

エ 消防施設

老朽化した消防庁舎や訓練施設の更新整備に取り組む。更には、複雑多様化する災害に的確に対応し、財政上の負担を軽減する為、継続して常備消防の広域化を推進する。又、各地域の消防施設整備や資機材の充実を引き続き促進すると共に、消防団組織の再編と適正な人員確保に努める。

オ 防災・減災

土砂災害警戒区域や大雨時の洪水浸水想定区域などを総合的に示したハザードマップの作成や、避難行動要支援者に対して配慮した避難所・避難路等の整備を進める。また、共助の中心となる自主防災組織の育成及び他の団体等との訓練を通じて、連携して活動できる様、防災体制の強化を図っていく。また、食糧等の生活必需品の備蓄を進めるとともに住民の防災意識の醸成に努めるなど、災害発生時に住民の暮らしを守る取組みを進める。

カ 公営住宅

町内の若者やU・I・Jターン希望者の若者ニーズに対応するため、子供の教育環境、快適な生活環境など住みよい住宅環境の確立に努め、低所得者への対策として公営住宅の建設と維持管理に努めていく。また、空き家についても情報提供を進め、有効活用できるよう努める。

キ その他

・火葬場

多様化する社会情勢に対処するため、引き続き施設の整備・運営を行っていく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	下佐々浄水場更新事業 老朽管布設替事業 水道施設更新事業 水道管布設替事業	町	

その他	飲料水供給施設整備補助	町	
(2) 下水処理施設			
農村集落排水施設	排水管布設替事業	町	
その他	合併浄化槽設置整備	町	
(3) 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	生ごみ処理機器設置補助 電気式処理機	町	
(5) 消防施設			
	消防庁舎・訓練施設	町	
	小型動力ポンプ付 4WD 普通積載車	町	
	小型動力ポンプ付 軽四輪積載車	町	
	小型動力ポンプ	町	
	ポンプ車	町	
	防火水槽 40t 級	町	
	資機材整備事業	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	災害ハザードマップ作成 委託事業	町	【具体的な事業内容】 災害ハザードマップを作成し、住民 へ周知する。 【事業の必要性】 災害における危険個所の周知 【見込まれる事業効果】 安全確保、防災意識向上

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の福祉

わが町における高齢化は急速に進展し、高齢者比率は 47.3%(令和 3 年 4 月 1 日現在)で非常に高い状況である。

平成 12 年度から始まった介護保険制度により、介護の必要となった方に対するサービスの質と量の充実に取り組んできているところであるが、介護認定を受ける者の割合の増加と、介護保険サービスの利用者も多くなり、介護保険給付の増加が続いている。

出生率の低下はもとより若者の転出により、高齢者夫婦や独居老人世帯が増加し、地域からの孤立が進むなど大きな影響を及ぼしている。

このような中、高齢者が健康で生きがいを持ち、いきいきとした生活を送るためには自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者の社会活動や生涯学習活動等の生きがいづくりを推進していくことが重要であり、このことが介護を必要としない元気な高齢者を生み出していくことに繋がるものと考えられる。

今後は、制度の充実や介護サービス基盤の整備を図ることはもとより、生活の質を高めることが大切なことから、地域包括支援センターなどを中心とした地域ケア体制の強化による在宅支援の充実とともに、地域の協力のもと自立生活に向けた支援体制の充実を図る必要がある。

イ 児童福祉

現在、町内における児童福祉施設は、認定こども園が2か所あり、児童数（園児数）は131名（令和3年4月1日現在）である。

児童数の減少と核家族化、女性の働く機会や社会参加活動が増加することに伴い、保護者のニーズに応じた乳児保育や長時間保育、病児保育など一層の充実を図っていく必要がある。また、子育ての不安や孤立感を払拭できるよう、地域が一体となった子育て支援の仕組みづくりが求められている。

ウ 障害者福祉

町内における障害者手帳所持者数は、身体574名、療育91名、精神82名（令和3年4月1日現在）である。身体の手帳所持者は年々減少傾向にあるが、療育・精神の手帳所持者数は微増傾向にあり、また障害者の高齢化、重度化・重複化、介護者の高齢化も進んでおり、障害者支援の一層の充実が求められている。令和2年度に第3次障害者基本計画を策定し、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉の各種サービスの充実を図るとともに、「地域で支えあう、助けあう」という意識を住民一人一人が持つまちづくりを進め、障害の有無によって分け隔てられることなく、自分らしく生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりを展開する必要がある。

エ その他

人口の減少、高齢化が深刻な当町において、若年層の財政的な負担を減らすことによ

り流出を食い止めると共に、都市部から転入しやすい環境づくりが必要である。

生活習慣病予防のためには、乳幼児期からの健康づくりが重要である。保護者が子どもの将来の生活習慣病のリスクについて考え、乳幼児期から適切な生活習慣が形成できるよう乳幼児健診等で支援していく必要がある。

また、若い働き盛りの頃から、健診を受診し自らの健康状態を把握することが重要である。様々な手法での検診受診勧奨、健診受診後の着実な医療機関への受診勧奨、医療機関と連携した保健指導等を実施していく必要がある。

また、平成 16 年に建設された総合福祉センターでは、高齢者福祉や地域福祉等の向上及び健康増進を図っているほか、災害時には避難所としての役割も担っている。老朽化等により不具合の生じた箇所に関して、安全で安心して利用できる施設整備が求められている。

（２）その対策

ア 高齢者の福祉

高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを継続することができるよう多種多様な相談対応と適切な情報提供を行いながら、医療・介護の連携強化、個々のニーズに合ったサービスや資源の開発や、質の高い介護サービスの安定した提供に取り組む。また、認知症を地域で支えるため、正しい知識の普及啓発、予防、介護者への支援に加え、成年後見制度など権利擁護支援の強化を図っていく。

また、緊急通報システムや福祉有償運送をはじめとするひとり暮らし高齢者等支援事業などさらなる充実を図るとともに、健康で生き生きと暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防（自立支援・重度化防止）を推進する。

また、老人クラブや各種サークル、運動グループ、地域サロン、ボランティア活動など、それぞれの生活スタイルや趣味、健康状態に合った地域活動に出会えるよう、通いの場などの情報提供や活動の立ち上げを支援していく。

イ 児童福祉

若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、女性の社会進出の拡大等に応じて多様化する子どもの預かりサービスへのニーズに対応するため、乳児保育や長時間保育、病児保育など必要に応じて積極的に取り組んでいく。

また、子育てに関するさまざまな不安を解消することができるよう子育て世代包括支

援センターを中心に妊娠・出産・育児に関する相談に応じるとともに、妊婦健康診査や赤ちゃん訪問、乳幼児健診・相談等の保健事業を通じて、子どもがすこやかに育つための支援を行う。

また、就学期の子どもを抱える経済的負担の軽減を図るとともに、次世代の社会を担う高校生世代の子どもの健やかな成長に貢献することを目的とした支援を行う。

ウ 障害者福祉

障害の有無に関わらず、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するために、障害についての理解促進、権利擁護の促進に努める。また、障害のある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、相談支援体制の充実を図り、相談支援専門員による必要な情報提供を行い、適切な福祉サービスが提供できる体制と当事者が経済的に自立できるように支援する。

障害のある人が地域で安心して過ごすために、福祉サービスの提供だけでなく、住環境・施設での配慮、保健・医療サービスの充実、障害のある子どもへの支援、障害福祉に関する情報の取得しやすさ、災害等の緊急時の対応等の様々な観点で体制づくりを行う。

エ その他

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするとともに子育て世代の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み・育てられる環境整備を目的に医療費の一部負担金を助成する。

また、若い頃から健診を受け、食や運動、休養等による生活習慣病を改善する自覚を持つよう、「特定健診」や「がん検診」の受診も積極的に推進していく。受診率が低い層への受診勧奨の強化、関係機関との連携した受診勧奨等を実施し、受診率及び継続受診率の向上を図るとともに、様々な手段で住民が積極的に健康づくりに取り組める環境整備に努める。

また、総合福祉センターは地域の福祉保健活動の拠点として多くの町民が利用する施設であり、快適で利用しやすい施設環境を提供するためにも、計画的な改修及び修繕を行う。

（３）計画

	(施 設 名)		主体	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園			
		きみのこども園 LED 化事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	総合福祉センター空調設備更新照明 LED 化改修事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
		子ども医療助成事業	町	【具体的な事業内容】 0～18 歳までの子どもの医療費自己負担分に対して助成を行う。 【事業の必要性】 子どもが必要とする医療を安心して受けられることが必要。 【見込まれる事業効果】 子どもが安心して必要な医療を受けることができる。
		地域ふれあいサロン事業	町	【具体的な事業内容】 高齢化の進む紀美野町において、高齢者福祉が充実し、地域福祉活動が活性化することを目的とし、高齢者自身が住み慣れた地域でサロンを運営することを支援する。 【事業の必要性】 家に閉じこもりがちな高齢者が生きがいを見つけ、住み慣れた地域で高齢者のサロンを高齢者自身が運営することにより、高齢者福祉を充実し、地域福祉活動が活性化することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 地域サロン活動を通じて、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりに寄与し、もって地域福祉活動の活性化を促進する。
		敬老会演芸委託事業	町	【具体的な事業内容】 趣旨にあった内容や演出方法の企画・提案を委託する。 約 90 分程度の演芸（歌謡ショー等） 【事業の必要性】 長年にわたる郷土の発展に寄与し社会貢献をしてこられた高齢者の功労を称え、ともに長寿を祝福し、敬老思想の高揚を図る。 【見込まれる事業効果】 高齢者の社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせる長寿社会の構築を目指す。

			【具体的な事業内容】 満 6 か月～満 3 歳になる年度末までの児童の保育を家庭で行う保護者に対し、月 3 万円の手当を支給する。 【事業の必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を安心して生み、育てることができる町を実現することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 子育て負担軽減により、児童数増加・出生率上昇が見込まれる。
		在宅育児手当交付事業	町
		出産祝金交付事業	町
		ファミリー・サポート・センター事業	町
		障害者施設等通所交通費補助事業	町

		介護職員初任者研修 補助事業	町	【具体的な事業内容】 町内介護事業所の介護職員に対し、介護職員初任者研修費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 介護職員初任者研修の費用は高額であることから、費用を補助することにより、介護職員の資格取得及びキャリアアップとなり、介護職の定着が見込める。 【見込まれる事業効果】 介護職員の研修費用負担の軽減し資格取得することにより、質の高い介護サービスを提供することができる。
		シルバー人材センター 助成事業	町	【具体的な事業内容】 シルバー人材センターの運営支援 【事業の必要性】 高齢者の豊富な経験や能力を活かすため 【見込まれる事業効果】 雇用創出、高齢者福祉の増進
		社会福祉協議会助成事業	町	【具体的な事業内容】 社会福祉協議会の運営支援 【事業の必要性】 多様化・複雑化する複合課題に対する支援体制を整備し、地域福祉の促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】 地域福祉の充実
		ここのこども園送迎委託事業	町	【具体的な事業内容】 登降園時、長谷毛原地区在住児童をここのこども園まで送迎する。 【事業の必要性】 毛原保育所休所に伴い、長谷毛原地区からここのこども園までの距離が遠く、送迎により保護者の就労等に支障を来す恐れがあるため、ここのこども園への送迎の補助により負担を軽減することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 児童福祉の充実
		高校生世代応援手当支給事業	町	【具体的な事業内容】 高校生年代の子どもを監護する保護者に対して月1万円を支給する。 【事業の必要性】 就学期の子どもを抱える経済的負担の軽減を図るとともに、次世代の社会を担う高校生世代のこどもの健やかな成長に貢献することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内の医療機関は、国保総合病院 1 箇所、一般診療所 4 箇所、歯科診療所 3 か所、国保直営診療所 4 箇所である。

国保野上厚生総合病院は小畑地区に位置し、町の中心的な医療機関としての機能を果たしている。民間の医療及び歯科機関は、主に野上地区の人口密集地域に位置している。美里地区には、国保直営診療所が配置されており、国吉診療所、長谷毛原診療所では常駐医師 1 名が兼務で診療を行っている。真国診療所、細野診療所については、国保野上総合厚生病院より、医師、看護師及び薬剤師の 3 名の派遣を受け各出張所週 1 回の診療を実施している。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療機関を存続させるとともに、尚一層、質の高い医療提供体制を充実させる必要がある。

(2) その対策

今後においては、地域住民のニーズと必要な医療サービス量を把握し、予防医療に力を入れ、広報活動や健康相談等を行い健康診断受診率の向上に努めていく。

地域の医療体制として、現在の町立診療所、へき地医療拠点病院及び民間医療機関との連携と機能強化を図る。

また、これらの体制を有効に機能させるため、ドクターヘリの離着陸場及び周辺道路網の整備を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		診療所に常駐医師・看護師の確保 (国吉・長谷毛原診療所)	町	【具体的な事業内容】 へき地における医療の提供。 【事業の必要性】 へき地においても安心して医療が受けられる体制が必要。 【見込まれる事業効果】 へき地における医療体制の確保。

		医師・薬剤師・看護師の 派遣確保 (真国・細野診療所)	町	【具体的な事業内容】 へき地における医療の提供。 【事業の必要性】 へき地においても安心して医療 が受けられる体制が必要。 【見込まれる事業効果】 へき地における医療体制の確 保。
--	--	-----------------------------------	---	---

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

現在、小学校は3校で全児童数が280名（令和3年5月）であり、最も規模の小さい学校は全校児童16名である。中学校は2校で全生徒数が122名である。

近年は出生数が減少し、児童生徒数も減少傾向にあり、学校の統廃合は避けることのできない課題である。各事業を進めるに当たっては、保護者の考えを尊重する必要があるが、第一義に児童生徒に対する教育効果を重視しながら取り組む必要がある。

しかし、小規模校の運営には多くの課題があるが、近代教育に対応するためには少人数といえども、積極的な教育振興施策と施設の整備充実が必要である。

総合的な学習の積極的な推進、文化活動を盛んにするためのアドバイスとそれを実現するための場所の確保と具体的な施策、ICTを活用した情報教育の充実や国際化教育への取り組み、体育施設の充実により、基礎体力を高める方策等、都市の児童生徒の教育環境に優る教育条件の整備が要求されてくる。

過疎地域では、保護者数が限られており、共働き世帯も多くなっていることから、学校教育への地域の関心度が希薄になってきているため、強力に社会教育を推進して地域の教育力を育てることが急務となっている。

また、過去に廃校となった施設等の有効な活用方法について、地元住民の関心が高い。

イ 幼児教育

当町の幼児育成は、既設の認定こども園において、幼児の才能と個性を活かしながら実施しているところであるが、幼児の減少に対する対応が必要となり、園児が主体的に関われる教育環境をより充実する必要がある。そして町内幼児教育の現状をみつめ、認定こども園と小学校の連携を図り、効果的な認定こども園、小学校教育の運営に期する必要がある。

ウ 社会教育と社会体育

新しい時代の流れの中で、合併により誕生した当町の発展の基本は、「人心の融合」である。このことは、特に、社会教育・生涯学習活動によるところが大きい。

当町では、公民館、文化センター等を中心に、生涯学習活動を推進しているが、過疎化と少子高齢化に伴い社会教育団体の組織力が衰え、その育成には大変厳しいものがあるため、今後は広域的に人材の確保を図り、可能な限り交流を深め、広域性を先取りするなど社会教育・生涯学習の一層の発展を図る必要がある。

社会体育活動は、当町が発祥の地であるゲートゴルフ及び国際パークゴルフ協会公認コースがあるパークゴルフを活用し生涯スポーツの振興を図っている。近年、だれもが年齢にあったスポーツを日常生活の中で気軽に楽しみ、自主的な健康づくりに取り組めるよう新たな環境づくりを整備する必要がある。

さらに、子どもから大人、高齢者が集い体を動かし、健康や体力保持・増進、競技力の向上等それぞれの目的に応じた楽しみ方ができる仕組みを提供するとともに、老朽化が進んでいる社会体育施設については維持管理コストを抑えるため、計画的に集約を行う必要がある。

また、地域における活動の拠点となる地区集会所は、各地区に整備されているが、今後も地域コミュニティの維持や、地域の諸問題解消のため地域に密着した集会施設整備の支援を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

中学校を1校に統合し、1学年2クラスとし、子供達がより学習しやすい環境の整備を目指す。

通学のためのスクールバスなどの整備、また、学校給食における共同調理場方式等を考慮した総合的な計画の策定や遊具定期点検に基づく老朽化対策を行い、施設整備の充実に努める。

各地域において、学童保育や文化活動等を行う基盤を確保することにより、児童の放課後の安全や社会教育の場の確保に努める。

イ 幼児教育

幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい集団生活が展開される場として、認定こども園の教育環境を充実する。

また、遊びを通して幼児教育の特質が生かされるよう家庭、地域、認定こども園、小学校等の連携を密にし、広く理解されるよう努めるとともに、職員の資質向上のため、関係機関との研修交流や現職員教育の充実に努める。

ウ 社会教育と社会体育

全ての町民が生涯にわたり多様な学習活動に参加できるよう生涯学習機会の創出を目指す。こうした学習活動の拠点となる施設の整備とその内容の充実に努めると共に、適切な学習情報の提供と指導者の育成確保を行い、学習相談体制の整備と学習グループの充実を図る。また、競技に携わる指導者、地元リーダー、ボランティアの育成を行うことで、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの再編や活性化を促す。さらに、老若男女誰でも参加できるパークゴルフやゲートゴルフ、町民に幅広くスポーツ活動に取り組める機会を提供し、地域スポーツ活動や生涯スポーツの振興を図る。さらに、施設の老朽化に伴い集約化を行うことを前提とし、利便性の向上、及びスポーツをされない方についても魅力的で、誰もが気軽に訪れることができる環境を整備するとともに、防災機能の向上を目指し、スポーツ公園のリニューアル事業を行う。

また、身近なコミュニティ活動の拠点となる各地区の集会施設やコミュニティセンター等の整備充実に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	給食施設	給食調理場建築事業	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	町	
	その他	中学校屋内運動場空調整備事業	町	
		下神野小学校遊具整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	集会所 LED 化改修事業	町	

	体育施設	スポーツ公園リニューアル事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		スポーツ振興事業	町	【具体的な事業内容】 地域スポーツや生涯スポーツへの参加機会を提供し、健康増進や世代間及び近隣市町村との交流を推進する。 【事業の必要性】 社会体育及び健康増進の推進 【見込まれる事業効果】 人々の健康増進と世代間及び近隣市町村との交流を図り、心身の健全育成と相互の親睦を推進し、生涯スポーツの振興及び人材育成による地域活性化を図る。
		文化センター自主事業	町	【具体的な事業内容】 音楽・芸術ともに専門性の高い施設を利用し、生涯学習の機会を提供する。 【事業の必要性】 生涯学習振興を図るため 【見込まれる事業効果】 町民の教養と音楽・芸術への関心を高め、豊かな感性を磨き、幅広い世代の生涯学習振興を推進することにより、文化活動を担う人材の育成を図り、地域文化の振興に資する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

町東部の急峻な山間から町西部の緩やかな傾斜部にかけて56の集落が散在しており、若者の流出による過疎化と高齢化現象により集落機能の低下が著しく、このままでは集落として維持できない集落がでてくることが予想される。

また、急峻な地形に建設された家屋等も多いことから、地滑り災害の防止に努める必要がある。

なお、集落の里山荒廃が進み見苦しい状況にあるため、集落の人々が力を結集して地域の集落環境整備を進めるとともに、集落の原点について再考する必要がある。

(2) その対策

特に交通の条件が悪く、医療・教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落等で、その維持が厳しい地域については、集落の再編成を考慮に入れ、集落の総合的な整備に努めるとともに、地域のコミュニティ施設や生活基盤・居住環境・集落景観等の向上を

もって、交流促進や、U・I・Jターンの受け入れにより集落の発展を図る。

特に、高齢者世帯の多い集落については、住民の安全確保のため、台風災害など非常時に避難できる施設整備を引き続き促進する。

また、地滑り災害等をおこす危険性のある地区については、県等の土砂災害対策事業等の支援措置を求め住民の生命と財産を守っていく。

一方、それぞれの地域で幼児や児童を養育できるよう、各認定こども園を中心として、共働き世帯の育児負担が軽減されるような地域づくりを目指す。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	地区集会所整備事業	老朽化が進む地区集会所について、各施設の方針を定め、新築・修繕・解体等を行う。	町	個別施設計画に基づく事業

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町には、国指定重要文化財の野上八幡宮、十三神社の建造物や長谷宮泉福寺の重源の梵鐘（国指定重要文化財）をはじめ、永く人々の信仰を集めてきた仏や神をまつるお堂が多く、今後、これらの建造物や仏像及び仏具等を含めた貴重な文化財の保存維持するための方策について検討していく必要がある。

(2) その対策

当町の文化財を永久的に保存し、新時代へ町の文化を継承させる方策が要求されるため、町内文化財（私財を含む）を調査し、保存方法を現在の管理責任者と協議し、効果的な対策と今後文化財の指定を進めていく必要がある。

一方、町指定無形民俗文化財で郷土芸能として江戸時代末期より続けられている「梅中傘踊り」や郷土芸能として450年余り続けられている五穀豊穡を祈る「御田春鋤規式の舞」、無指定の「坂本獅子舞」、雅楽にも似た気品のある「神幸祭」等、芸能文化を保護し後世に伝承させる必要がある。

また、当町には大樹・古木が多く残されており、町民の信仰を集めているもののほか、ヒダリマキガヤやブドウハゼ等、町産業の歴史を表す貴重な樹木も残っている。今後、これらの樹木の価値を理解し広めていくため、樹木の保存及び情報発信等の方策を講じていく。そのひとつとして、現在、老朽化した看板の建替及び新たに指定された文化財の周辺環境整備と看板の設置を進めている。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化対策は、緊急の課題となっており、化石燃料への依存から太陽光やバイオマス資源などの新エネルギーを最大限活用した低炭素型社会への転換が求められている。そのため、環境への負担の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図る取り組みが必要である。

(2) その対策

環境への負荷軽減を図るため、太陽光発電設備の公共施設への積極的な設置を図るとともに、クリーンエネルギーの普及促進を図るため、住宅用省エネシステムを導入する住民に対し、住宅用省エネシステム普及推進事業補助金を交付する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生エネルギーの利用の推進	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		住宅用省エネシステム普及推進事業	町	【具体的な事業内容】 新規で蓄電池を設置する者に対し、一律 80,000 円の補助金を交付する。 【事業の必要性】 2050 年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指す取り組みが推進されているため。 【見込まれる事業効果】 太陽光などの省エネシステムの普及により脱炭素型社会へ推進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

将来の当町がめざす姿を「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと～住民活力でつくるまちづくり～」としており、この将来像の実現に向かって住民活力をはじめ、町内外の民間活力を掘り起こし、力を結集し、民間活力を増進して、まちづくりへの効果的な活用を進め、新たに当町のシンボリックな施設の建設や相互扶助機能など地域が伝統的に持つ優れた面を活かしながら、個性的で魅力ある地域づくりと地域の持続的発展を実現させる必要がある。

(2) その対策

「空・山・川のふれあいのある 美しいふるさと」のイメージアップと「住民と行政がともに力を合わせて地域協働で取り組むまちづくり」のため各事業の具体化に向けその実行計画を策定し、また、それらを活かすための施設整備を行い、当町の自然環境をより付加価値の高い新しい魅力や風格あるものに創造していく。さらに、地域で組織化し活動している団体との接触を深め、魅力ある里づくりのコンセプトを創造する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 長期総合計画策定事業			
		長期総合計画策定業務	町	【具体的な事業内容】 本町の現状や社会情勢の変化、各種施策・事業の実施状況を踏まえた見直しを実施し新たな長期総合計画を策定する。 【事業の必要性】 第2次紀美野町長期総合計画が令和7年度で終了するため、現行計画の検証結果や昨今の社会情勢の変化、今後の将来見通しなどを踏まえた新たな計画（第3次長期総合計画）を策定する必要がある。

				【見込まれる事業効果】 町の最上位計画とし、総合的かつ計画的なまちづくりを推進する。
--	--	--	--	---

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的発展特別事業	定住促進補助事業	町	【具体的な事業内容】 住宅の新築、購入、増改築や土地の購入に係る費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 若い世代の移住定住を促進するため。 【見込まれる事業効果】 若い世代の人口増加
		移住推進空き家リノベーション補助事業	町	【具体的な事業内容】 空き家の改修工事及び既存住宅状況調査に要する経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 空き家を移住促進に活用し、町外からの移住定住を促進するため。 【見込まれる事業効果】 人口増加、空き家活用
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業経営支援事業	町	【具体的な事業内容】 農業者が実施する農地の改良や、機械購入、農作物の被害防止施設整備等に係る費用の一部を補助する 【事業の必要性】 農業を維持・発展させるために、農業者の負担軽減を図る必要がある 【見込まれる事業効果】 農業者の負担軽減、新規就農者の確保、農業の維持
		道の駅基本計画策定事業	町	【具体的な事業内容】 道の駅の整備事業を行うにあたりその道の駅の基本的な機能、場所、運営手法等の計画を策定する。 【事業の必要性】 計画的に道の駅を整備するために策定する必要がある。 【見込まれる事業効果】 道の駅の効果である活力ある地域づくりや町全体の活性化を明確

		化・共有化及び整備の効率化
農作物出荷サポート事業	町	【具体的な事業内容】 JA直営のファーマーズマーケットへの出荷が困難である出荷者への支援 【事業の必要性】 地域農家の販売活動を支援する必要がある。 【見込まれる事業効果】 農家の生産意欲の向上、所得向上
間伐材流通支援事業	町	【具体的な事業内容】 森林経営計画に基づく、間伐材の流通に対する支援 【事業の必要性】 国内産材の流通を促進し、林業経営を支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 荒廃山林の解消及び森林の多面的機能の増進
農林商工推進事業	町	【具体的な事業内容】 町内の農業・観光・商工の成果や情報発信の場を提供、実行委員会に対し、補助金の交付。 【事業の必要性】 町内の農林商工業振興、地産地消及び食の安全追求、町内各種団体の育成、相互研鑽 【見込まれる事業効果】 町のPR、地域活性化、人材育成の推進。
中山間地域等直接支払	町	【具体的な事業内容】 継続的な農業生産活動の支援 【事業の必要性】 生産条件が不利な地域における農業生産活動を支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 耕作放棄地の発生防止及び多面的機能の確保
多面的機能支払	町	【具体的な事業内容】 農用地、水路、農道等、地域の共同活動に係る支援 【事業の必要性】 農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮するよう支援する必要がある 【見込まれる事業効果】 農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担軽減

		森林整備地域活動 支援交付金	町	【具体的な事業内容】 森林経営計画を策定するために必要な現地調査や所有者との協定等に対する支援 【事業の必要性】 森林経営計画の樹立を促進し、林業生産活動等を継続するため 【見込まれる事業効果】 施業放置地の発生を防止し森林の多面的機能確保
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線保守管理委託料	町	【具体的な事業内容】 有事の際に全町民に一斉に周知する。 【事業の必要性】 住民の安全安心の確保 【見込まれる事業効果】 住民の安全安心の確保
		テレビ地上デジタル放送設備保守点検業務委託事業	町	【具体的な事業内容】 地上波デジタル放送をギャップファイラー方式で全町内へ配信 【事業の必要性】 防災の観点からも個々の情報収集源となる。 【見込まれる事業効果】 情報提供することで住民生活の安全安心を確保する
		地上デジタル放送設備機器更新工事	町	【具体的な事業内容】 電子機器の更新 【事業の必要性】 テレビは災害時等においても重要な情報収集機器であり、安定的な電波発射が必要である。 【見込まれる事業効果】 機器の更新により安定的な電波発射が行える
		デジタルデバイド解消事業	町	【具体的な事業内容】 生活の中でデジタル化に親しむため、デジタルコンテンツを体験する 【事業の必要性】 デジタルコンテンツを知らない、利用できないことによる不利益解消 【見込まれる事業効果】 デジタルデバイドの解消
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス運行委託町全域対象	町	【具体的な事業内容】 公共交通機関としてバスの運行 【事業の必要性】 交通弱者対策としての公共交通機関の確保 【見込まれる事業効果】 交通弱者支援
		買い物弱者対策事業	町	【具体的な事業内容】 移動販売支援や買い物のための移動支援 【事業の必要性】 地元で生活していくため買い物支援 【見込まれる事業効果】

				安心できる生活の確保
		電気自動車急速充電設備 整備事業	町	【具体的な事業内容】 充電設備の設置及び設備設置補助 【事業の必要性】 ＥＶ自動車普及に伴うインフラ整備 【見込まれる事業効果】 脱炭素社会に寄与
		スクールバス運行事業	町	【具体的な事業内容】 小中学生を安全に送迎するスクールバスの運行 【事業の必要性】 通学距離が長距離化した児童・生徒に対して、安全な通学手段を確保する必要があるため。 【見込まれる事業効果】 安心安全な通学手段の提供に寄与できる。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	災害ハザードマップ作成 委託事業	町	【具体的な事業内容】 災害ハザードマップを作成し、住民へ周知する。 【事業の必要性】 災害における危険個所の周知 【見込まれる事業効果】 安全確保、防災意識向上
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	子ども医療助成事業	町	【具体的な事業内容】 0～18 歳までの子どもの医療費自己負担分に対して助成を行う。 【事業の必要性】 子どもが必要とする医療を安心して受けられることが必要。 【見込まれる事業効果】 子どもが安心して必要な医療を受けることができる。
		地域ふれあいサロン事業	町	【具体的な事業内容】 高齢化の進む紀美野町において、高齢者福祉が充実し、地域福祉活動が活性化することを目的とし、高齢者自身が住み慣れた地域でサロンを運営することを支援する。 【事業の必要性】 家に閉じこもりがちな高齢者が生きがいを見つけ、住み慣れた地域で高齢者のサロンを高齢者自身が運営することにより、高齢者福祉を充実し、地域福祉活動が活性化することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 地域サロン活動を通じて、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりに寄与し、もって地域福祉活動の活性化を促進する。

敬老会演芸委託事業	町	【具体的な事業内容】 趣旨にあった内容や演出方法の企画・提案を委託する。 約90分程度の演芸（歌謡ショー等） 【事業の必要性】 長年にわたる郷土の発展に寄与し社会貢献をしてこられた高齢者の功労を称え、ともに長寿を祝福し、敬老思想の高揚を図る。 【見込まれる事業効果】 高齢者の社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせる長寿社会の構築を目指す。
在宅育児手当交付事業	町	【具体的な事業内容】 満6か月～満3歳になる年度末までの児童の保育を家庭で行う保護者に対し、月3万円の手当を支給する。 【事業の必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を安心して生み、育てることができる町を実現することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 子育て負担軽減により、児童数増加・出生率上昇が見込まれる。
出産祝金交付事業	町	【具体的な事業内容】 紀美野町在住の母親に対し、出生児1人につき出産祝金第1子10万円、第2子以降20万円を交付する。 【事業の必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を安心して生み、育てることができる町を実現することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 子育て負担軽減により、出生率上昇が見込まれる。
ファミリー・サポート・センター事業	町	【具体的な事業内容】 育児について相互に助け合う会員組織の整備。 【事業の必要性】 仕事と育児を両立できる環境づくりの整備が必要。 【見込まれる事業効果】 仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域で安心して子育てできる環境づくりを推進する。

障害者施設等通所交通費補助事業	町	【具体的な事業内容】 障害者施設等に通所する、障害（児）者の交通費の一部を補助する。 【事業の必要性】 障害者施設等に通所する、障害（児）者の経済的負担の軽減が必要。 【見込まれる事業効果】 経済的負担の軽減、障害（児）者の社会復帰及び自立並びに社会参加の促進に寄与する。
介護職員初任者研修補助事業	町	【具体的な事業内容】 町内介護事業所の介護職員に対し、介護職員初任者研修費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 介護職員初任者研修の費用は高額であることから、費用を補助することにより、介護職員の資格取得及びキャリアアップとなり、介護職の定着が見込める。 【見込まれる事業効果】 介護職員の研修費用負担の軽減し資格取得することにより、質の高い介護サービスを提供することができる。
シルバー人材センター助成事業	町	【具体的な事業内容】 シルバー人材センターの運営支援 【事業の必要性】 高齢者の豊富な経験や能力を活かすため 【見込まれる事業効果】 雇用創出、高齢者福祉の増進
社会福祉協議会助成事業	町	【具体的な事業内容】 社会福祉協議会の運営支援 【事業の必要性】 多様化・複雑化する複合課題に対する支援体制を整備し、地域福祉の促進する必要がある。 【見込まれる事業効果】 地域福祉の充実
こうのこども園送迎委託事業	町	【具体的な事業内容】 登降園時、長谷毛原地区在住児童をこうのこども園まで送迎する。 【事業の必要性】 毛原保育所休所に伴い、長谷毛原地区からこうのこども園までの距離が遠く、送迎により保護者の就労等に支障を来す恐れがあるため、こうのこども園への送迎の補助により負担を軽減することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 児童福祉の充実

		高校生世代応援手当支給事業	町	【具体的な事業内容】 高校生年代の子どもを監護する保護者に対して月1万円を支給する。 【事業の必要性】 就学期の子どもを抱える経済的負担の軽減を図るとともに、次世代の社会を担う高校生世代のこどもの健やかな成長に貢献することを目的とする。 【見込まれる事業効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	診療所に常駐医師・看護師の確保（国吉・長谷毛原診療所）	町	【具体的な事業内容】 へき地における医療の提供。 【事業の必要性】 へき地においても安心して医療が受けられる体制が必要。 【見込まれる事業効果】 へき地における医療体制の確保。
		医師・薬剤師・看護師の派遣確保（真国・細野診療所）	町	【具体的な事業内容】 へき地における医療の提供。 【事業の必要性】 へき地においても安心して医療が受けられる体制が必要。 【見込まれる事業効果】 へき地における医療体制の確保。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スポーツ振興事業	町	【具体的な事業内容】 地域スポーツや生涯スポーツへの参加機会を提供し、健康増進や世代間及び近隣市町村との交流を推進する。 【事業の必要性】 社会体育及び健康増進の推進 【見込まれる事業効果】 人々の健康増進と世代間及び近隣市町村との交流を図り、心身の健全育成と相互の親睦を推進し、生涯スポーツの振興及び人材育成による地域活性化を図る。
		文化センター自主事業	町	【具体的な事業内容】 音楽・芸術ともに専門性の高い施設を利用し、生涯学習の機会を提供する。 【事業の必要性】 生涯学習振興を図るため 【見込まれる事業効果】 町民の教養と音楽・芸術への関心を高め、豊かな感性を磨き、幅広い世代の生涯学習振興を推進することにより、文化活動を担う人材の育成を図り、地域文化の振興に資する。

11 再生エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅用省エネシステム普及推進事業	町	【具体的な事業内容】 新規で蓄電池を設置する者に対し、一律 80,000 円の補助金を交付する。 【事業の必要性】 2050 年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指す取り組みが推進されているため。 【見込まれる事業効果】 太陽光などの省エネシステムの普及により脱炭素型社会へ推進する。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 長期総合計画策定事業	長期総合計画策定業務	町	【具体的な事業内容】 本町の現状や社会情勢の変化、各種施策・事業の実施状況を踏まえた見直しを実施し新たな長期総合計画を策定する。 【事業の必要性】 第 2 次紀美野町長期総合計画が令和 7 年度で終了するため、現行計画の検証結果や昨今の社会情勢の変化、今後の将来見通しなどを踏まえた新たな計画（第 3 次長期総合計画）を策定する必要がある。 【見込まれる事業効果】 町の最上位計画とし、総合的かつ計画的なまちづくりを推進する。